

カンボジア：2026年屋根置き太陽光発電導入枠について

アジアニュースレター

2026年3月16日号

執筆者:

[今泉 勇](#)

i.imaizumi@nishimura.com

カンボジアの鉱業・エネルギー省（MME）は、2026年2月5日、省令第17953号を公布し、2026年における屋根置き太陽光発電設備（Rooftop Solar：RTS）の年間導入枠を30MWと決めました。本導入枠についてはカンボジア電力庁（EAC）が所管し、また、系統連系を希望する適格な申請者が利用できます。

このような安定的な規制の方向性は、商業・産業用需要家や再生可能エネルギー投資家を含む市場参加者に対し、カンボジアの太陽光市場が引き続き開かれ、魅力的であることを示すことを意図しています。RTS利用者が押さえておくべきポイントは、以下の通りです。

- 多くのシステムでは、設置前にEACの承認が必要です。ただし、10kWac以下の小規模システムおよびオフグリッド型設備については、承認不要となります。
- 2026年の年間導入枠の考え方は、過去数年と同様です。
 - 2024年（省令第0126号）では、システム規模の区分および導入枠の管理が正式に導入されました。
 - 2025年（省令第0130号）では、年間30MWの上限が初めて設定されました。

2026年も導入枠を30MWに据え置くことで、事業計画の策定、資金調達、屋根置き太陽光投資を検討する関係者に対し、見通しの明確化が図られています。

一度導入枠が割り当てられEACの承認を取得した容量は、将来の導入枠サイクルの影響を受けません。各年の導入枠は、当該年に新規申請された案件にのみ適用され、過去に承認済みのシステムに遡って適用されることはありません。また個別案件の規模や、単一の需要家に割り当てられる容量について、明示的または非公式な上限は設けられていません。

新規システムとして承認を受けた場合、承認日から1年以内に設置および運転開始が求められます。この期限を遵守できない場合、割り当てられた導入枠が取り消される可能性があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com